

「オンライントレード取扱規程」新旧対照表

平成25年4月1日
(下線部分変更)

新	旧
<p>第34条（本サービスの利用の制限） <u>(12)お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行った場合。</u></p> <p>-</p> <p><u>(13)当社もしくは当社の役職員に対する誹謗中傷、罵倒するような発言を電話もしくはメール、お問い合わせ画面、または公の場で継続的又は断続的に行った場合。</u></p> <p>-</p> <p><u>(14) その他、当社の運営方針に外れた態様で本サービスを利用する場合。もしくはお客様が本サービスを利用することが不適当だと、当社が判断した場合。</u></p> <p><u>2. お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者（二親等以内の親族と当社が判断した場合を除く）が行っていることが判明した場合、お客様の株式取引の売買、当社取扱商品全ての新規注文、決済注文（現引もしくは現渡を含む）の停止を行えるものとします。</u></p> <p>第34条の2（建玉の任意決済） <u>お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者（二親等以内の親族と当社が判断した場合を除く）が行っていることが判明した場合、当社が任意で定める日に、お客様に通知することなく、お客様保有の建玉を任意に反対売買（現引もしくは現渡を含む）を行えるものとします。</u></p>	<p>第34条（本サービスの利用の制限） (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(12)その他、当社の運営方針に外れた態様で本サービスを利用する場合。もしくは当社独自の判断により不適当とみなした態様で本サービスを利用している場合</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<u>2.第34条第6号及び第7号に該当した場合、お客様の取引について口座名義人の同意の有無に関わらず二親等以内の親族が行なっていると当社が判断した場合は、当社がお客様に1ヶ月以上の期間を定めて通知した上で、お客様保有の建玉を任意に反対売買（現引もしくは現渡を含む）を行えるものとします。</u>	（新設）